

令和7年11月10日
総務部総務課

庁舎移転時の物品事故にかかる今後の対応について

令和7年7月29日の企画総務常任委員会で報告した「庁舎移転時の物品事故の報告」に関して、この間の経過とともに、歴代区長の功績を後世にのこるかたちで顕彰するための今後の対応についてまとめたので報告する。

1 この間の経過

令和6年4月19日 職員が撮影した映像から区長応接室に掲額を確認

4月20日 区長室移転の際に滅失（推定）

令和7年6月18日 保有備品の照合中に所在確認できない備品があることが判明

18日～倉庫等の搜索、職員への聞き取り

7月 8日 担当所管部からの報告により区長室移転時に廃棄場所へ元区長肖像画等を運んだ記憶のある委託先作業員がいることが判明

8月 1日～担任副区長がご家族宅を訪問して謝罪（熊本元区長、大場元区長、長島元区長）

4日 佐野元区長のご家族より報道を見て区へ一報（電話にて謝罪）

10月17日 区長、担任副区長の月額給料10%1か月間、減額

20日 区長がご家族宅を訪問して謝罪（大場元区長、長島元区長）

27日 職員の措置発令

31日 佐野元区長のご家族へ区長より謝罪のお手紙を郵送

11月 5日 区長がご家族宅を訪問して謝罪（熊本元区長）

2 今後の対応

（1）肖像写真の区ホームページへの掲載

ご家族の所在を把握することができない田村元区長を除く4名の元区長について、ご家族のご意向を踏まえ肖像写真をデジタル化し、在任期間とともに区ホームページへ令和7年12月中に掲載する。

（2）肖像写真の掲額

上記（1）の元区長4名の肖像写真を本庁舎内に掲額する。

掲額場所は、本庁舎等整備工事（2期工事）が竣工する令和8年12月を目途に区民の目に留まる東棟の適切な場所を検討する。

(3) 田村保元区長への対応

現在、田村元区長については、ご家族の所在を把握することができない状況にある。今後、区ホームページへの掲載などにより広く呼びかけを行い、ご家族の所在が判明次第、区長が直接訪問して謝罪するとともにご家族のご意向を踏まえて、肖像写真を区ホームページへ掲載及び本庁舎への掲額を行う。

3 費用＜概算＞

(1) 写真のデジタル化に係る費用：約 35,000 円

令和 7 年度予算の執行状況を踏まえ、既存予算の範囲で対応する。

(2) 写真の掲額に係る費用（F10 号サイズを想定）：約 200,000 円

令和 8 年度当初予算に計上する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 1 2 月 肖像写真を区ホームページへ掲載

令和 8 年 1 2 月 肖像写真の掲額